

訂正公告

八幡橋ほか改良工事

令和6年3月28日

分任支出負担行為担当官

岩手南部森林管理署長 添谷 稔

令和6年3月26日付けで公告した八幡橋ほか改良工事について、以下のとおり訂正する。

訂正内容

1. 入札公告

【訂正前】

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

ア 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

イ 2(12)の技術提案と資料で示された実績等により **最大 40 点の加算点** 及び最大 30 点の施工体制評価点を付与する。

【訂正後】

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

ア 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

イ 2(12)の技術提案と資料で示された実績等により **最大 30 点の加算点** 及び最大 30 点の施工体制評価点を付与する。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは 東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>) をご覧下さい。